

令和7年度第2回沼津市消費者教育推進地域協議会 議事要旨

日時 令和7年10月24日（金）

14時00分～16時00分

会場 沼津市役所3階第3・第4委員会室

【次第1 開会】

【次第2 令和7年度委員及び事務局職員紹介】

【次第3 会長選出及び副会長指名】

委員互選の結果、小清水貴子委員が会長に選出、会長の指名により小林浩明委員及び土屋美千子委員が副会長に選出された。

【次第4 事務局報告】

第1回協議会（書面開催）での御意見・御質問に対する回答を事務局より報告。

委員）出前講座での受講者の反応や課題について教えていただきたい。

事務局）出前講座やセミナーでは、「自らの消費生活を見直すきっかけになった」など、おおむね好評である。課題としては、開催形式として講師が講演する一方向型のものだけでなく、双方向型の形式のものも検討する必要があると考えている。

委員）映像教材の貸出はどの程度あったのか。

事務局）DVDなどの映像教材の貸出は、地域包括支援センターに対し年1～2件ある程度である。実際は、出前講座の中で映像教材を放映するケースが多い。

委員）消費生活相談に至った要因や背景に関する情報を教えていただきたい。

事務局）本人の契約や法律の知識が不十分で、かつ家族等に相談しないまま契約した結果トラブルになったというケースが多い。また、知識はあったとしても、悪質な業者の巧妙な手口により消費者トラブルに陥るケースもある。本人からの相談が多い一方で、家族や知人包括支援センターがトラブルを察知し相談するケースも多い。

【次第 5 議事】

議題 1 「第 3 次沼津市消費者教育推進計画の計画案について」

事務局からの説明後、委員より御意見を伺った。

委員) 計画案の成果指標のうち「消費者教育を受けたことがある市民の割合」について、消費者教育とは何かを説明したうえでアンケートを実施しているのか。

事務局) 当該割合については市民意識調査ではなく、当市の人口に対する、出前講座やセミナーの参加人数等の割合を基に計算して算出している。

委員) その場合、出前講座等の回数を増やさないと割合が上がらないことになる。算出方法は工夫したほうがよい。

事務局) 方法等含め検討していく必要がある。

委員) 警察に出前講座をやってもらいたいが、土日は開催できないと断られた。休日開催等の要望は可能か。

事務局) 消費生活センターでは今年度、警察署員を講師としたセミナーの開催を日曜日に予定している。今後、警察や自治会等と協働してセミナーを開催することも可能であるため、ご相談いただきたい。

委員) 出前講座に人を集めるのが難しくなっている。また、インターネットや SNS に関する教育は小中学校でも行われているが、高校でももっと取り組まれるとよい。

委員) 災害に関する教育、特に災害に備える防災、減災に関する教育をもっと強化すべきである。例えば、ローリングストックを一般の方が無理なく実施できるようにするための教育が必要である。

事務局) 防災の担当課が実施する出前講座等について、そういった内容を盛り込んでいくように協議していく。

委員) 成年年齢の引下げにより、18 歳になる前の教育が非常に大切である。高校によっては、大学進学者が多い学校や、就職者が多い学校と、その学校の属性に合った教育をしていく必要がある。また、成人式のタイミングでチラシの配布のみならず DVD の視聴をしてもらうなど検討してほしい。

事務局) 18 歳になる前の若年者向けの消費者教育の重要性については御意見のとおりで、次期消費者教育推進計画案においても、若年者向けの強化について記載をしている。本市は高校が多く、静岡県と分担しながら出前講座を行っているところで、これを継続していくとともに、今後は小中学生向けの出前講座の回数も増やしていくことを目指している。

委員) 出前講座の方法として、講師が出向く以外にも、動画配信をすることにより、関心のある方を引き寄せることができるのではないかな。

事務局) 出前講座の開催形式については、より多くの方に関心を持っていただけるように検討していく。動画について、消費者庁が用意している教材も多く、出前講座に活用できるものは利用していきたい。

委員) 中学校での出前講座について、教員の負担にならない形で開催していただきたい。また、出前講座に限らず、教材の提供という形での消費者教育の支援も検討いただきたい。これらの取組を強化するためには、家庭科や社会の先生に直接働きかけをしていく必要がある。

事務局) 出前講座には教員の負担軽減の目的もあるため、効率的かつ効果的な方法を検討していく。

委員) 地域や自治会によっては、「お助け隊」という組織が存在し、例えば屋根が壊れた場合に、業者に修理を依頼する前に、本当に修理が必要かどうかを相談したうえで判断することができる。これにより建物に関するトラブルが大幅に減少したと感じている。

委員) 学校での消費者教育の一つとして、生徒が各自持っている端末で一斉に配信するといった方法もあると思われる。

事務局) ICT端末を利用した情報発信については、タイミングも含めて今後検討していく。

委員) 学校の先生の時間が確保するのが難しいという課題があるなか、効果的に消費者教育を推進するためには、消費者教育として時間をとって行うだけでなく、各科目の関連するところで消費者教育の要素を盛り込んでいく必要がある。

議題2「その他」

※特になし

【次第6 その他連絡事項】

今後の協議会や計画策定のスケジュールについて、事務局から報告した。

【次第7 閉会】